平成22年 かすみがうら市議会第3回定例会会議録 第1号

平成22年8月30日	(日曜日)	午前1	0時09分	盟	\Rightarrow
十八五五十百万万日日	(月曜日)	Hill T	ひはひりりり	<i>H</i>	$\overline{\Delta}$

Н	ᆦ	疧	議	昌	ı

1番	古村	喬 智	樹	君	1	1番	矢	口	龍	人	君
2番	小松山	﨑	誠	君	1	2番	和	田	正	美	君
3番	加區	固 豊	と 治	君	1	3番	藤	井	裕	_	君
4番	古 丿		,	君	1	4番	矢	口	栄	造	君
5番	井	坂 惨	可	君	1	5番	桂	木	庸	雄	君
6番	佐 崩	藤 戈	雄	君	1	6番	関		利	夫	君
7番	中村	恨 爿	男	君	1	7番	圓場	战寺	正	道	君
8番	鈴 >	木 島	道	君	1	8番	栗	Щ	千	勝	君
9番	石	井 幸	雄	君	1	9番	Щ	内	庄乒	ç 衛	君
10番	小座野	野坑	信	君	2	0番	廣	瀬	義	彰	君

欠席議員 な し

出席説明者

市 長 宮 嶋 光 昭 君 環境経済部長 山 口 勝 徑 君 教育長職務代理者 土 木 部 長 松 澤 徳 三 横瀬典生 君 君 事務局職員 会計管理者 市長公室長 塚 野 勇 君 大 塚 隆 君 総務部長 山中修一 君 消 防 長 井 坂 沢 守 君 市民部長 代表監査委員 板 屋 君 川島祐司 君 毅 竹 村 保健福祉部長 篤 君

出席議会事務局職員

議事日程第1号

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定諸般の報告

日程第 3 所信表明

日程第 4 報告第 7号 平成21年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率

について

- 日程第 5 議案第43号 かすみがうら市市民投票条例の制定について
 - 議案第44号 市長の給料月額の特例に関する条例の制定について
 - 議案第45号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について
 - 議案第46号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について
 - 議案第47号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例 の制定について
 - 議案第48号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第49号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第50号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算(第2号)
 - 議案第51号 平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算(第1 号)
 - 議案第52号 平成22年度かすみがうら市老人保健特別会計補正予算(第1号)
 - 議案第53号 平成22年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1号)
 - 議案第54号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算(第1 号)
 - 議案第55号 平成22年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号)
 - 議案第56号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第1号)
 - 議案第57号 平成21年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について
 - 議案第58号 平成21年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の 認定について
 - 議案第59号 平成21年度かすみがうら市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定 について
 - 議案第60号 平成21年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 の認定について
 - 議案第61号 平成21年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認 定について

 - 議案第63号 平成21年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定 について
 - 議案第64号 平成21年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について
 - 議案第65号 平成21年度土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合会計歳入 歳出決算の認定について
 - 議案第66号 市道路線の認定について
 - 議案第67号 市道路線の変更について

- 日程第 6 決算審査特別委員会の設置について
- 日程第 7 市民投票条例、市長等の給料月額の特例に関する条例、医療福祉費支給に関する条 例審査特別委員会の設置について

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定諸般の報告

日程第 3 所信表明

日程第 4 報告第 7号 平成21年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率 について

日程第 5 議案第43号 かすみがうら市市民投票条例の制定について

議案第44号 市長の給料月額の特例に関する条例の制定について

議案第45号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について

議案第46号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について

議案第47号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例 の制定について

議案第48号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第49号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案第50号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算(第2号)

議案第51号 平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算(第1 号)

議案第52号 平成22年度かすみがうら市老人保健特別会計補正予算(第1号)

議案第53号 平成22年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1号)

議案第54号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算(第1 号)

議案第55号 平成22年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号)

議案第56号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第1号)

議案第57号 平成21年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定について

議案第58号 平成21年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の 認定について

議案第59号 平成21年度かすみがうら市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定 について

議案第60号 平成21年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 の認定について

議案第61号 平成21年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認

定について

議案第62号 平成21年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決 算の認定について

議案第63号 平成21年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定 について

議案第64号 平成21年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定について

議案第65号 平成21年度土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合会計歳入 歳出決算の認定について

議案第66号 市道路線の認定について

議案第67号 市道路線の変更について

日程第 6 決算審査特別委員会の設置について

日程第 7 市民投票条例、市長等の給料月額の特例に関する条例、医療福祉費支給に関する条 例審査特別委員会の設置について

開 会 午前10時09分

〇議長(桂木庸雄君)

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は20名で会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

ただいまから、平成22年かすみがうら市議会第3回定例会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付いたしましたとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

〇議長(桂木庸雄君)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、かすみがうら市議会会議規則第81条の規定により、13番 藤井 裕一君、14番 矢口栄造君、16番 関 利夫君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

〇議長(桂木庸雄君)

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月17日までの19日間といたしたいと思いますが、これにご異議 ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(桂木庸雄君)

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、諸般の報告を行います。

初めに、閉会中における各委員会の開催状況等については、お手元に配付いたしました委員会 活動状況一覧表のとおりでございます。ごらんおき願います。

次に、平成22年第2回定例会会議録を配付しておきましたので、ご活用願います。

次に、監査委員から地方自治法第235条の2、第3項の規定による平成22年5月から7月までの例月出納検査の報告の抜粋をお手元に配付しておきました。なお、全文は議会事務局に保管してありますので、ごらんおき願います。

次に、本日までに受理した請願は、請願文書表に記載してありますように、請願第2号「子宮 頸がん予防ワクチン接種の公費助成を求める請願書」の1件であり、所管であります文教厚生委 員会に付託しましたので、報告いたします。

また、陳情3件を受理し、お手元に写しを配付しましたので、ごらんいただきたいと存じます。 次に、議長が出席した会議等については、お手元に配付いたしました各月の行事等報告書のと おりでございます。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 3 所信表明

〇議長(桂木庸雄君)

日程第3、所信表明を行います。

市長より所信表明について発言を求められておりますので、これを許します。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

〇市長 (宮嶋光昭君)

本日、平成22年第3回かすみがうら市議会定例会の開会に当たりまして、私の市政運営に対する基本的な考え方と方針を所信として表明させていただき、議員の皆様方を初め、広く市民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、去る7月11日に執行されました市長選挙におきまして、市民の皆様の厳粛な負託を受け、第3代かすみがうら市長として、市政を預からせていただくことになりました。その市政に寄せる市民の皆様からの期待の大きさを強く感じるとともに、責任の重大さをかみしめております。市政運営に当たりましては、市民の皆様に十分なご理解をいただく努力を尽くし、政策を実行してまいります。

さて、現在、私たちを取り巻く経済並びに財政は、国・地方を問わず、大変厳しい状況が続いております。特に、地方行財政につきましては、ごく一部を除き、その多くの自治体が疲弊状態にあり、あすへの希望を失いかけておりますことは、皆様ご承知のとおりです。

そして、かすみがうら市も例外ではなく、いや、むしろ予断を許さない段階まで来ていると認識しております。

かすみがうら市のこうした状況を打開し、活力ある市に生まれ変わるために、自然豊かで気候 は温暖、災害も非常に少なく住みやすいという、かすみがうら市の環境を生かしたまちづくりを 推進してまいりたいと考えております。 そして、従来の市政運営にやや欠けていた「市民が主役」の市政を回復することを目指してまいります。

その実現のために選挙公約として掲げました政策を、議員並びに市民の皆様方からご協力をいただきながら、誠心誠意、実行してまいる所存であります。

まず、1点目の市長報酬50%の減額を契機とした、行政改革への取り組みでございますが、経済情勢が不安定な中で、地域社会や市民生活は大変な厳しさを増しております。

私は、市民が痛みに耐えている今だからこそ、無駄な事業や予算を削減し、自分に厳しく、市 民第一・行動第一の姿勢を示すためにも、市長の給料を50%減額してまいります。

また、私だけではなく、現在、不在となっておりますが、この方針を理解していただき、副市 長及び教育長についても給料の減額条例を提案させていただきます。

次に、2点目の国民健康保険税の近隣市町村並みへの引き下げへの取り組みでございますが、 県内で突出して高くなってしまった国民健康保険税を近隣市町村並みに引き下げ、加入者の負担 軽減を行い、安心な暮らしを支えるまちづくりを実現してまいります。

次に、3点目の「中学生以下の医療費の無料化、並びに育児保育・学童保育の拡充など子育て支援」への取り組みでございますが、厳しい経済情勢の中で、安心して子どもを産み、そして、かすみがうら市の未来を担う子どもたちを安心して育てられる環境を整備することは、最も重要なことであると思っております。

本年10月からは、小学3年生までを対象に医療福祉費支給制度を拡大することになっておりますが、市単独の子育て支援策として、中学3年生まで対象者を拡大してまいります。また、待機 児童の解消や学童保育の充実にも努めてまいります。

次に、4点目の石岡地方斎場移転計画の見直しへの取り組みでございますが、先ほど来、申し上げているとおり、国を初めとした財政状況や少子高齢化社会を迎え、私たち地方自治体を取り巻く環境は、今後ますます厳しくなることが予想されます。

これから進めていくさまざまな施策や事業を実行していくためには、事務事業の再編や規模縮 小などの思い切った改革を早急に行う必要があります。

現在、広域共同事業として建設を進めている石岡地方斎場の移転計画につきましても、規模縮小などの事業の見直しを提案し、協議を進めてまいります。

次に、5点目の常設型住民投票条例の制定への取り組みでございますが、限りある財源の中で、いかに地域をよりよきものとしていくかは、行政が市民活動を積極的に支援し、市民の皆様と相互に理解を深め、連携を強めていく、これこそが期待される市民と行政の協働の形であり、市政のあるべき姿であると思っております。

こうした市民参加型の市政を実現させるため、住民の意思や要求を直接、地方政治に反映させる常設型住民投票条例制度の創設に取り組んでまいります。

以上、市政運営につきまして、所信を申し述べさせていただきましたが、いずれも無駄な事業 や仕事を廃止して、借金体質を改善し、大切な税金は市民のため、将来のためだけに使おうとい う原則で貫かれております。

この5つの政策以外においても、各種事業や補助金、市職員の仕事の一つ一つに至るまで、しっかりと見直しを進めてまいります。

今、かすみがうら市に必要なことは、市全体が一致団結し、行財政改革に取り組むことが必至 であります。

議員各位並びに市民の皆様の格段のご理解とご協力をいただきながら、必ずや改革を実現し、 市民の皆様が将来に希望を持てるかすみがうら市を再生する決意をお伝えし、私の所信表明とさ せていただきます。

〇議長(桂木庸雄君)

以上で、所信表明を終わります。

日程第 4 報告第7号 平成21年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率に ついて

〇議長(桂木庸雄君)

日程第4、報告第7号 平成21年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金不足比率についてを議題といたします。

報告第7号について、市長より報告を求めます。

なお、報告第7号については、監査委員から審査意見書が添付されておりますので、あわせて 説明を求めます。

最初に、市長 宮嶋光昭君。

「市長 宮嶋光昭君登壇」

〇市長 (宮嶋光昭君)

ただいま上程されました報告第7号 平成21年度かすみがうら市財政健全化判断比率及び資金 不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第 1項の規定に基づき、平成21年度の決算において算定した実質赤字比率及び連結実質赤字比率、 実質公債費比率及び将来負担比率から成る健全化判断比率と、それぞれ特別会計の資金不足比率 を報告するものであります。

〇議長(桂木庸雄君)

次に、代表監査委員 板屋 毅君。

「代表監査委員 板屋 毅君登壇]

〇代表監査委員(板屋 毅君)

平成21年度財政健全化審査及び経営健全化審査報告を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、 平成21年度財政健全化審査及び経営健全化審査を8月2日に実施いたしました。

審査の対象は、平成21年度かすみがうら市健全化判断比率、資金不足及びその算定の基礎となる事項を記載した書類であります。

審査の結果でありますが、審査に付された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

なお、詳細につきましては、別紙意見審査書を添付してございますので、ごらんいただきたい と思います。

以上で、報告を終わります。

〇議長(桂木庸雄君)

以上で、報告第7号の報告を終了いたします。

日程第 5 議案第43号ないし議案第67号

〇議長(桂木庸雄君)

日程第5、議案第43号 かすみがうら市市民投票条例の制定について、ないし議案第67号 市 道路線の変更についてまでの25件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

なお、議案第57号、ないし議案第65号までの9件の決算認定については、監査委員から審査意 見書が添付されておりますので、あわせて説明を求めます。

最初に、市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

〇市長 (宮嶋光昭君)

ただいま上程されました各議案につきまして、提案理由を順次ご説明申し上げます。

初めに、議案第43号 かすみがうら市市民投票条例の制定につきましては、重要な政策の選択や市民生活に重大な影響を与える事項に関し、市民の直接投票により示された市民の総意を市政に反映するための条例を制定するものであります。

次に、議案第44号 市長の給料月額の特例に関する条例の制定につきましては、本市の行財政 改革をより推進することが不可欠であるとの認識のもと、平成22年10月1日から私の任期の限り、 市長の給料月額を100分の50減ずるための条例を制定するものであります。

次に、議案第45号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定及び議案第46号 教育委員会 教育長の給料月額の特例に関する条例の制定につきましては、平成22年10月1日から私の任期の 限り、副市長並びに教育長の給料月額を100分の10減ずるための条例を制定するものであります。

次に、議案第47号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、現在の医療福祉費支給制度は本年10月から小学3年生までを対象としているところですが、本市の子育て支援策の充実を図るため、平成23年4月1日から中学3年生までを対象者として拡大をするための条例を制定するものであります。

次に、議案第48号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定につきましては、 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する法律が本年10月1日から施行される ことに伴い、同様の措置を講ずる必要があるため、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第49号 かすみがうら市火災予防条例の一部を改正する条例の制定につきましては、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、新たな基準に適合させる必要があるため、かすみがうら市火災予防条例の改正を行うものであります。

次に、議案第50号 平成22年度かすみがうら市一般会計補正予算(第2号)につきましては、 既定の歳入歳出予算の総額に1億9046万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を153億6717万 5000円とするものであります。 内容といたしましては、国の緊急雇用創出事業を活用しながら「待機児童」を解消するための 経費のほか、7月末の集中豪雨による道路等の災害復旧費、さらには千代田地区の防災行政無線 の整備として、アナログ対応の機器をデジタル化へ移行し、霞ヶ浦地区の防災行政無線と一体化 を図るための整備に要する経費を計上するものであります。

次に、議案第51号 平成22年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)つきましては、既定の歳入歳出予算の総額に2406万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を44億8206万4000円とするものであります。

内容といたしましては、退職者医療、療養給付費等返還金及び決算に伴う一般会計予算への繰出金に要する経費を計上するものであります。

次に、議案第52号 平成22年度かすみがうら市老人保健特別会計補正予算(第1号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に668万5000円を追加し、歳入歳出予算の総額を888万5000円とするものであります。

内容といたしましては、社会保険診療報酬支払基金の精算に伴う返還金及び決算に伴う一般会 計へ繰出金に要する経費を計上するものであります。

次に、議案第53号 平成22年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に2519万9000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億8549万9000円とするものであります。

内容といたしましては、後期高齢者医療広域連合会への精算金及び住民異動に伴う保険料の還付金に要する経費を計上するものであります。

次に、議案第54号 平成22年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に5169万1000円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億8779万1000円とするものであります。

内容といたしましては、特定環境保全下水道の接続申請に伴うマンホールポンプの設置及び決 算に伴う一般会計予算への繰出金に要する経費を計上するものであります。

次に、議案第55号 平成22年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に2424万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3 億8294万8000円とするものであります。

内容といたしましては、決算に伴う一般会計予算への繰出金に要する経費を計上するものであります。

次に、議案第56号 平成22年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に6377万円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億3007万とするものであります。

内容といたしましては、介護サービスの担い手育成を目的とした、生活・介護支援サポーター 養成事業及び高額医療合算介護サービスに要する経費並びに国・県支出金等への返還金、住民異 動に伴う保険料の還付金などに要する経費を計上するものであります。

次に、議案第57号から議案第64号までの8案件につきましては、平成21年度の各会計の歳入歳 出決算の認定案件であります。

それでは、議案第57号 平成21年度かすみがうら市一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、

概要を申し上げますと、歳入総額が159億5032万7000円、歳出総額が152億4931万8000円で、形式 収支額は7億100万9000円となり、このうち翌年度に繰り越すべき財源6775万8000円を差し引い た実質収支額は、6億3325万1000円となったものであります。

次に、議案第58号 平成21年度かすみがうら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、概要を申し上げますと、歳入総額が45億1762万6000円、歳出総額が44億4461万円で、 実質収支額は7301万6000円となったものであります。

次に、議案第59号 平成21年度かすみがうら市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、概要を申し上げますと、歳入総額が5266万7000円、歳出総額が4598万1000円で、実質収支額は668万6000円となったものであります。

次に、議案第60号 平成21年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、概要を申し上げますと、歳入総額が5億6082万2000円、歳出総額が5億3585万4000円で、実質収支額は2496万8000円となったものであります。

次に、議案第61号 平成21年度かすみがうら市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につきまして、概要を申し上げますと、歳入総額が17億1557万円、歳出総額が16億5835万6000円で、形式収支額は5721万4000円となり、このうち翌年度に繰り越すべき財源71万6000円を差し引いた実質収支額は、5649万8000円となったものであります。

次に、議案第62号 平成21年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定 につきまして、概要を申し上げますと、歳入総額が4億3475万9000円、歳出総額が4億753万 8000円となり、実質収支額は2722万1000円となったものであります。

次に、議案第63号 平成21年度かすみがうら市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、概要を申し上げますと、歳入総額が23億9699万2000円、歳出総額が22億8979万1000円となり、実質収支額は1億720万1000円となったものであります。

次に、議案第64号 平成21年度かすみがうら市水道事業会計決算の認定につきましては、概要を申し上げますと、収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益が10億4919万円、水道事業費用が9億7047万円となったものであります。

この結果、平成21年度は7120万4000円の黒字決算となったわけであります。

次に、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入が4億5650万円に対し、資本的支出が8億4886万5000円であり、支出に対する収入の不足する額につきましては、留保資金等により補てんをしております。

次に、議案第65号 平成21年度土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合歳入歳出決算の認定につきましては、平成22年3月31日をもって一部事務組合が解散されており、地方自治法施行令第5条第3項の規定に基づき、平成21年度の歳入歳出決算の認定をお願いするものであります。

次に、議案第66号 市道路線の認定につきましては、稲吉5丁目地内に位置し、都市計画法の 規定に基づく開発行為による新設道路で、市道として認定するものであります。

次に、議案第67号に市道路線の変更につきましては、下佐谷地内に位置し、市道の一部用途廃 止申請に基づき、路線変更をするものであります。

以上、提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、各常任委員会でそれぞれ担 当部・課長から説明をさせますので、ご審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上 げます。

〇議長 (桂木庸雄君)

次に、代表監査委員 板屋 毅君。

[代表監查委員 板屋 毅君登壇]

〇代表監査委員(板屋 毅君)

決算審查報告。

平成21年度決算審査報告を申し上げます。

地方自治法第233条第2項、同法241条第5項、同法施行令第5条第3項及び地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、平成21年度決算審査を7月26日から8月6日までで実施したものであります。

審査の対象は、平成21年度かすみがうら市一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計及び土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合会計の各会計であります。

このうち、土浦石岡地方社会教育センター一部事務組合については、同組合の解散により平成 22年3月31日をもって打ち切られた決算、その結果について報告するものであります。

審査の結果でありますが、審査に付された各会計決算書並びに諸帳簿、諸書類は地方自治法同施行令及び地方公営企業法の各関係法令に準拠して調製されており、計数的な誤りはなく正確であると認められました。

また、予算の執行状況につきましても、おおむね所期の目的に従って効率的に執行されている と認められました。

そのほか、基金の運用状況では、その計数は正確であり、目的に従って運用並びに管理されていると認められました。

なお、詳細につきましては、別紙審査意見書を添付してございますので、ごらんいただきたい と思います。

以上で、報告を終わります。

〇議長(桂木庸雄君)

以上で、提案説明及び監査委員からの説明が終了いたしました。

上程議案に対する質疑は、会期第5日の9月3日にいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長(桂木庸雄君)

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第 6 決算審査特別委員会の設置について

〇議長(桂木庸雄君)

日程第6、決算審査特別委員会の設置についてを議題といたします。 お諮りいたします。 委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、今期定例会に上程されております議案第57号については、9人の委員をもって構成する一般会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(桂木庸雄君)

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、お諮りをいたします。

委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、今期定例会に上程されております議案第58号、ないし議案第64号までの7件については、9人の委員をもって構成する特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長 (桂木庸雄君)

ご異議なしと認め、さよう決しました。

ただいま設置されました、両決算審査特別委員会委員の選任については、これより各常任委員会で委員会を開き、委員の選出を行ってください。

総務委員会は会議室。

文教厚生委員会は第1委員会室。

産業建設委員会は第2委員会室で、それぞれ委員会を開いてください。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時46分

再 開 午前11時01分

〇議長(桂木庸雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計決算審査特別委員会委員の選任並びに特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、一般会計決算審査特別委員会委員に井坂悦司君、佐藤文雄君、鈴木良道君、石井幸雄君、矢口龍人君、和田正美君、関 利夫君、圓城寺正道君、栗山千勝君、以上9名であります。

特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員に古橋智樹君、小松﨑誠君、加固豊治君、古 川誠一君、中根光男君、小座野定信君、藤井裕一君、矢口栄造君、廣瀬義彰君、以上9名を指名 いたします。

それでは、直ちに、一般会計決算審査特別委員会は会議室にて、特別会計・水道事業会計決算 審査特別委員会は第1委員会室で委員会を開き、正副委員長の互選を行ってください。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時03分

再 開 午前11時18分

〇議長(桂木庸雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま一般会計決算審査特別委員会並びに特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会の正 副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。

一般会計決算審査特別委員会委員長に佐藤文雄君、副委員長に石井幸雄君。

特別会計・水道事業会計決算審査特別委員会委員長に古川誠一君、副委員長、小松崎 誠君。 以上のとおり選出されました。

日程第 7 市民投票条例、市長等の給料月額の特例に関する条例、医療福祉費支給に関する条 例審査特別委員会の設置について

〇議長(桂木庸雄君)

日程第7、市民投票条例、市長等の給料月額の特例に関する条例、医療福祉費支給に関する条例審査特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。

委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、今期定例会に上程されております議案第43号、ないし議案第47号、議案第50号のうち付託案件に関係する歳入歳出全般については、議長を除く19人の委員をもって構成する市民投票条例、市長等の給料月額の特例に関する条例、医療福祉費支給に関する条例審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(桂木庸雄君)

ご異議なしと認め、さよう決しました。

ただいま市民投票条例、市長等の給料月額の特例に関する条例、医療福祉費支給に関する条例 審査特別委員会が設置されましたので、直ちに会議室にて委員会を開き、正副委員長の互選を行ってください。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時20分

再 開 午前11時39分

〇議長(桂木庸雄君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま市民投票条例、市長等の給料月額の特例に関する条例、医療福祉費支給に関する条例 審査特別委員会の正副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。

市民投票条例、市長等の給料月額の特例に関する条例、医療福祉費支給に関する条例審査特別委員会委員長に山内庄兵衛君、副委員長に圓城寺正道君、以上のとおり選出されました。

〇議長 (桂木庸雄君)

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、あす午前10時から一般質問を行います。 本日は、これにて散会いたします。 長時間にわたりご苦労さまでした。

散 会 午前11時40分